

# 審議会等の会議の公開基準

平成22年3月

## 1 審議会等の会議の公開基準

この基準は、大分市審議会等の会議の公開に関する規程（平成22年大分市告示第179号）第3条の規定に基づき、審議会等の会議の公開又は非公開を決定するに当たっての判断基準を定めている。

なお、行政における意思決定は、通常、審議、検討又は協議を積み重ねた上で行われているものであり、このような意思形成する過程の情報について、地方自治の本旨にのっとり市の説明責任を全うするため、行政が積極的に公表し、市民との情報の共有化を図る必要があることから、当該会議を原則公開としていることを念頭に、いたずらに非公開としないよう、その判断に際しては、厳正にこれを行わなければならない。

### 大分市審議会等の会議の公開に関する規程第3条関係（会議公開の原則）

第3条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に相当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 審議会等の会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害されることが明らかに想定されるとき。

## 2 大分市審議会等の会議の公開に関する規程第3条第1号の基準

(1) 大分市情報公開条例(平成16年大分市条例第3号)第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に相当する事項について審議等を行うとき。

### 大分市情報公開条例第7条第1号関係(個人情報)

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)

個人に関する情報を非公開とする理由としては、個人のプライバシーを最大限に保護するためであり、特定の個人を識別できる情報を審議等する場合には、原則として非公開とする。

これは、「プライバシー」の概念が、法的にも社会通念上においても明確でないことから、これを最大限に保護するため、「個人識別型」を採用し、個人が識別できる情報はもとより、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報についても、原則として非公開とするものである。

(1) 個人に関する情報

概ね次の情報

氏名、住所、本籍など個人の戸籍的事項に関する情報

職業、学歴、犯歴など個人の経歴、能力に関する情報

【例】履歴事項、勤務成績等

障害、疾病、診断、診療など個人の心身に関する情報

【例】特定疾患、身体・知的・精神障がい情報等

資産、収入など個人の財産状況に関する情報

【例】固定資産評価額、所得情報等

個人の思想、身上などの情報

【例】意識調査等

個人の家庭状況、社会活動状況などの情報

【例】生活保護受給、各種相談記録、各種集会参加情報等

その他の記述

【例】基礎年金番号、学生証番号、電話番号、

メールアドレス、所属組織における地位等

(2) 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの

その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、公知（新聞、雑誌、書籍等）の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいい、特別に調査すれば入手し得るような情報は、含まれないとされている。

(3) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

審議会等の会議により審議される情報の中に、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがある場合には、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、補充的に非公開とするものである。

【例】 カルテ、反省文など個人の人格と密接に関連する情報

個人の未発表の研究論文、研究計画など財産権や研究上の正当な権利を害する情報

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

一般的に公にされている情報や将来公開される予定である情報については、公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられることから、非公開とはならないこととされている。

(1) 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされている情報

法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手できる状態に置かれている情報をいう。

【例】 不動産登記簿に記載の不動産所有者の情報  
商業登記簿に記載の法人の役員に関する情報  
建築計画概要書に記載の情報

なお、閲覧が利害関係者等に限定されている情報や、法令等の規定により「何人」とされていても、請求の目的等により閲覧できる場合が限定されている情報については、これには該当しないこととされている。

(2) 慣行として

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範の根拠を有するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りることとされている。

【例】 新聞等で報道される春・秋の叙勲者の情報  
官報の人事欄に登載され、政管要覧等の刊行物で公表される中央省庁の課長担当職以上の者の職及び氏名

当該情報と同種の情報公にされた事例があったとしても、それが例外的・個別的な事例にとどまるときは、「慣行として」には該当しない。

(3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知・周知の事実である必要はない。ただし、過去に公にされたものであっても、時の経過により、審議会等の会議の開催時点では、公にされているとは認められない情報については、これには該当しない。

(4) 公にすることが予定されている情報

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。

ある情報と同種の情報公にされているのに、当該情報のみを公にしないとする合理的な理由がない等、当該情報の性質上、通例として公にされるものを含むものとされている。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

この規定は、公益上の義務的開示を規定したものである。

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるのが、原則ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることにより保護される利益が、個人情報を非公開とすることにより保護される個人の権利利益に優越すると認められる場合には、当該情報を公開する旨を定めたものである。

また、現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるとされている。

【例】 医師の免許の取消し又は停止を受けた者の氏名に関する情報

（医業をすることができなくなった者の氏名等に関する情報を公開することは、生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる。）

医薬品の副作用の症例に関する情報

（呼吸困難など症例の重いものについては、当該情報が個人の私的情報であり、個人の権利利益を害する情報ではあるが、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益が優先されると認められる。）

なお、この規定を適用して個人情報を公開しようとするときは、大分市情報公開条例第15条第2項が、当該個人に対して当該公開に関し、意見書提出の機会を付与していることから、この例による必要がある。

ウ 当該個人が公務員等\*である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)

\* 公務員等とは

ア 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員。ただし、独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員

ウ 地方公務員法第2条に規定する地方公務員

行政の説明責任と公務員等のプライバシー保護との調和を図る観点から、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。

#### (1) 職務の遂行に係る情報

公務員等が国、地方公共団体、独立行政法人等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、たとえば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議の出席その他の事実行為に関する情報等がこれに該当する。

また、この規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象としており、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴など職員としての身分等に関する情報、人事管理上保有する健康情報、休暇内容等の個人に関する情報は該当しない。

なお、「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処理に関する取扱方針(平成17年8月4日各府省申合せ等)」により、

職務遂行に係る公務員の氏名については、特段の支障を生ずるおそれがある場合を除き、公にすること。

#### 【特段の事情】

ア 個人情報による非公開情報以外の非公開情報を公にすることとなる場合

イ 個人の権利利益を害することとなる場合

懇話会等行政運営上の会合の議事録等における発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開するものとする。

(2) 当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く

公務員等の職務に関する情報が当該公務員等の個人の思想、信条、名誉等に関する情報であり、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を非公開とする趣旨である。



## 大分市情報公開条例第7条第2号関係（法人等事業情報）

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、正当な利益を保護するため、また、非公開扱いに対する期待と信頼の保護のため、非公開とする情報を定め、他方で、生命等の保護のために絶対に公開すべき情報の範囲を定めたものである。

アについては、法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を保護しようとする趣旨であり、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報(営業秘密)を非公開とすることを定めている。

また、イについては、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件で任意に提供された情報(任意提供情報)について、その条件が合理的なものと認められる限り、非公開情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を保護しようとするものである。

### (1) 法人その他の団体

法人とは、株式会社等の営利法人のほか、認可法人、公益的法人、社会福祉法人、学校法人、公社、公団、NPO法人などすべての法人をいい、「その他の団体」とは、自治会、PTA、商店街、消費者団体など法人格を有しないが、規約を有し、代表者の定めがあるなど、団体としての実態を有するものをいう。

ただし、国や独立行政法人、地方公共団体を除く。

### (2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる物品販売業、水産業、畜産業、医業等のもとより、農業、林業等を営む個人の、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業用資産など事業活動に関する情報をいう。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

法人等の営業秘密・任意提供情報など正当な権利利益は十分に保護されるのが原則ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることにより保護される利益が、これらの情報を非公開とすることにより保護される法人等の権利利益に優越すると認められる場合には、当該情報を公開する旨を定めたものである。

また、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるとされている。

なお、この規定を適用して法人等事業情報を公開しようとするときは、大分市情報公開条例第15条第2項が、当該法人等に対して当該公開に関し、意見書提出の機会を付与していることから、この例による必要がある。

(4) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの

【例】厚生労働省が入手した医薬品製造承認に係る試験方法の情報（ノウハウ）

経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの

【例】労働基準監督署が入手した時間外、休日労働に関する協定の情報  
（事業遂行上の人事戦略、経営管理等）

その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等（宗教法人の信教の自由、大学の学問の自由などの非財産的な権利も該当する。）を明らかに害すると認められるもの

(5) 「害するおそれ」

この判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益も様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

## 【考え方】

法人等の情報が、企業の死命を制する製造上のノウハウである場合には、「おそれ」の認定に積極方向となる。

法人等の情報が、市場に流通している商品の成分に関するものである場合は、「おそれ」の認定に消極方向となる。

### (6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの

実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。これは、非公開の条件の下に情報提供を受けた場合に、それに反して公開することは、将来に向けて任意の情報提供に消極的となり、行政の事務事業に支障を生じさせるおそれがあることによるものである。

ただし、法人等が自発的に提供した情報や法的に提出義務がある情報、さらには、正当な法令上の権限があるにもかかわらず、公にしないとの条件の下に、行政指導により提出を受けた情報については、この事由には該当しない。

### (7) 要請

法令に基づいて報告又は提出をさせる場合を除き、実施機関が任意に提出を求める場合をいう（行政指導）。

### (8) 条件

実施機関から申し入れる場合と法人等又は事業を営む個人の側から申し入れる場合を問わない（口頭、書面等の方式も問わない。）。

### (9) 通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

「通例として公にしないこととされているもの」とは、「その他の当該条件」として合理的な理由が存するものとしての例示であり、当該法人等又は事業を営む個人の個別具体的な事情でなく、これらが属する業界における通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。

また、「合理的な理由」という要件を付した理由は、条件が付されればすべて非公開とされると、恣意的に付すことで情報を非公開とすることも想定され、情報の公開の範囲を狭めることにもなることから、付された条件が保護に値しない場合には、公開すべきであるという考え方によるものである。

さらに、「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、提供後の事情の変更も考慮する必要がある。

## 大分市情報公開条例第7条第3号関係（公共の安全等に関する情報）

公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

公共の安全と秩序を維持することは、人の基本的利益を擁護するために行政に課された重要な責務であることに鑑み、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報について非公開とすることを定めたものである。なお、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査は、あくまでも公共の安全と秩序の維持の例示である。

### (1) 人の生命、健康、生活又は財産の保護

人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすとは、公にすることにより、違法又は不正な行為等の情報を行政に提供した者等が特定され、その結果として、これらの者等の生命や身体に危害が加えられ、又はその地位や正常な生活、財産が脅かされることをいう。

### (2) 犯罪の予防

公にすることにより、犯罪を予防するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいう。

【例】使用済核燃料輸送計画に関する情報（警護に支障を来すため）

なお、市民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及など、一般に公開しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易とするおそれがない防犯活動に関する情報については、公開の対象となる。

### (3) 犯罪の捜査

犯罪の捜査機関からの照会に対して作成し、又は入手した情報を公開することにより、当該捜査の遂行を困難とする場合をいう。

### (4) その他公共の安全と秩序の維持

平穏、正常な市民生活や社会の風紀が害されないよう保護することをいい、「人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査」は、あくまでも公共の安全と秩序の維持の例示である。

## 大分市情報公開条例第7条第4号関係（審議、検討等に関する情報）

市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、非公開とするか否かの要件を定めたものである。

行政における意思決定は、通常は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされているものであり、このような意思形成過程情報については、地方自治の本旨にのっとり市の説明責任を全うするため、原則として行政が積極的に公表し、市民との情報の共有化を図る必要がある（この考え方が審議会等の会議公開制度の基本である。）

しかしながら、当該意思形成過程情報を公開すると、外部からの圧力や干渉等を受けることとなり、行政内部の自由かつ率直な意見の交換が不当に妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、未成熟な情報が開示され、又は情報が尚早な時期に公開されると、確定した情報と誤解されて市民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

このようなことから、「不当に」という文言を付加することにより、公開することの利益を斟酌しても、なお、公開のもたらす支障が重大な場合であつて、非公開とすることに合理性が認められる場合に非公開とすることとしている。

なお、審議、検討等に関する情報については、市の機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合など、審議、検討等の過程が重層的・連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して非公開情報に該当するかの検討を要することに留意する必要がある。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた場合であっても、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれがある場合等があれば、非公開情報として取り扱うこととなる。

### (1) 市の機関

市のすべての機関をいい、執行機関（市長、教育委員会等）やその附属機関等をいう。

### (2) 審議、検討又は協議に関する情報

市の機関としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われる審議、検討又は協議（会議、打合せ、意見交換、企画、相談等）に関連して作成され、又は入手した情報をいい、いわゆる意思形成過程情報と呼ばれている。

(3) 不当に

審議、検討又は協議に関する情報の性質を勘案し、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障を比較衡量し、公にすることの公益性を考慮しても、なおその支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。なお、この「不当に」の解釈に当たっては、当該比較衡量を厳格に行い、できるだけ公開情報とすべきであるとされている。

(4) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

適正な意思決定手続を確保するためのものであり、次のような場合が考えられる。

不服申立ての審査、あっせん、調停その他の紛争処理に関する情報など、中立性が強く要請される審議、検討等に関する情報が公にされることにより、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがある場合

【例】公正取引委員会における著作物再販制度の存廃をめぐる情報

(世論形成力の高い新聞業界等が当事者であり、反対運動が強力に行われている状況を勘案し、委員会の委員の意見・見解が一方的に取り上げられるなど、今後の自由な意見交換や意思決定の中立性を損なうおそれがあると判断された。)

審議、検討又は協議の場における発言内容が公にされることにより、当該発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合

(5) 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これは、適正な意思決定手続の確保を目的とするのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにするものである。

【例】特定の物資が将来不足することが見込まれるため、国において取引規制の検討がされている段階で、その情報が公にされることにより、買い占め、売り惜しみ等が生じるおそれがある場合

(6) 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

時期的に尚早な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、事務事業の公正な執行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにすることを目的としたものである。

施設等の建設計画(場所の選定等)の検討状況に関する情報が公にされることにより、投機を助長し、土地の買占めが行われ、土地が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合

違法行為の事実関係に関する調査内容などが公にされることにより、結果的に違法又は不当な行為を行っていなかった者に不利益を及ぼすおそれがある場合

## 大分市情報公開条例第7条第5号関係（事務事業に関する情報）

市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

公にすることにより、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を非公開とすることを定めたものである。

ここでは、事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれのある各機関共通の典型的な例示をアからオまでに掲げており、どれにも当てはまらない「おそれ」についても、「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」という包括規定により適用があり得ることとしている。

たとえば、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどがこれに該当する。

### (1) 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

事務又は事業の情報を公開することによる利益と支障を比較衡量し、公にすることの公益性を考慮しても、なお事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ないものをいう。

### (2) 支障

名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求され、支障が重大で非公開とすることに合理性が認められる場合に限定される。

### (3) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務

いずれも事実を正確に把握し、その事実について評価、判断等を加えて、一定の決定を行うことが想定される事務である。

### 監査、検査

監察的見地から事務又は事業の執行、財産の状況等の適否を明らかにするため、又は法令等の執行確保、会計処理の適正確保、物資の規格、等級等の証明等のために帳簿書類その他の物件を調べることをいう。

### 取締り

行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について、適法又は適正な状態を確保することをいう。

### 試験

人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

たとえば、監査、検査若しくは取締りの手法、重点項目等又は各種試験の採点基準、実施前の試験問題等が明らかになることにより、当該監査等又は試験の受験者の能力に係る正確な事実の把握を困難にするおそれがある場合をいう。

#### 【例】監査、検査、取締りの実施時期及び具体的方法

(規制を逃れるため日常の行為の変更、証拠隠滅等を図るおそれがあるため)

#### (4) 契約、交渉又は争訟に係る事務

自己の意思により、又は訴訟手続上、当事者が対等な立場で行動することが必要であり、本市や国等が一方の当事者となる場合に、本市や国等の当事者としての利益を保護する必要があることによるものである。

### 契約

相手方との意思の合致により法律行為を成立させることをいう。

### 交渉

当事者が対等な立場で、相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

### 争訟

訴訟、行政不服審査法による不服申立て等をいい、争訟に発展するおそれのある紛争の処理を含むこととされている。

市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

当該情報が公開されることにより、対象物の価格が著しく上下したり、条件が市の



機関や国等の機関にとって不利なものとなる場合などの財産上の利益が不当に害されるおそれがある場合又は事前に当該情報が公開されることにより、本来対等の条件で行われるべき事務又は事業が、市の機関や国等にとって不利なものとなる場合など、当該機関の地位を不当に害するおそれがある場合をいう。

【例】訴訟遂行の方針（相手方当事者を不当に利することとなるため）

(5) 調査研究に係る事務

本市や国等が行う調査研究の成果については、社会、市民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要であることから、これらの利益を保護する必要があることによるものである。

その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

調査研究に関する情報は、事務の完了時などに公表されることが予定されていることが多く、適切でない時期に公開することにより、たとえば、知的所有権に関する情報や調査研究中での情報など、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすものや、試行錯誤の段階の情報を公にすることにより、職員の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、能率的な遂行を著しく阻害するおそれがあるものをいう。

(6) 人事管理に係る事務

「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。

公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

たとえば、勤務評定、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合等をいう。

(7) 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、公にすることによりこれを害するおそれがある場合は、非公開とするものである。

ただし、企業経営上の正当な利益の判断は、経営主体や事業内容によって様々であり、また、民間企業と公営企業等でも当該公開の判断は当然に異なることから、非公開とするに当たっては、公開の公益性との比較衡量について、「法人等事業情報」に係る「正当な利益」よりも厳格な判断を要することとなる。

## 大分市情報公開条例第7条第6号関係（法令秘情報）

法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関若しくは他の地方公共団体の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

法令等の規定により公にすることが禁止されている情報を非公開とすることを定めるとともに、実施機関が法律等の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関又は他の地方公共団体の機関から公にしてはならない旨の指示がなされた情報についても、非公開とすることを定めたものである。

### (1) 法令等

法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令並びに条例をいう。

### (2) 実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関又は他の地方公共団体の機関の指示

地方自治法その他の法律又は政令により、地方公共団体の事務処理に関し、主務大臣その他国の機関又は他の地方公共団体の機関（以下「主務大臣等」という。）が行うこれらの法令等に基づく指示をいう。

地方自治法第245条の2の規定により主務大臣等の関与は、法律又はこれに基づく政令に根拠を有さなければならないとされており、当該指示について、当然に同条の規定が適用されることとなる。なお、同法第245条の7の規定に基づく法定受託事務の処理に対する主務大臣等からの是正の指示に限られず、是正の要求や是正の勧告等も含まれることとなる。

### (3) 公にすることができないと認められる

法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から公にすることができないと認められる場合等又は法定受託事務等に関し主務大臣等からなされた法的拘束力を持った指示により公開できないと認められるものをいう。

【例】 明文の規定により公開が禁止されている情報

他目的使用が禁止されている情報

手続の公開が禁止されている調停等に関する情報

地方税法等の個別法により守秘義務が課されている情報

その他法令等の趣旨及び目的から、公開することができないと認められる情報

### 3 大分市審議会等の会議の公開に関する規程第3条第2号の基準

(2) 審議会等の会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害されることが明らかに予想されるとき。

審議会等の会議において審議等する事項によっては、これを公開した場合に、審議等の妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として市全体の利益が損なわれる場合が有り得ることから、このような場合に非公開とすることができる旨を定めたものである。

ただし、この規定は、会議の議事運営に著しい支障を生じることが客観的に明らかな場合に限られるものであり、安易な適用は、この規程の目的から勘案して認められない。

## 4 部分公開について（参考）

審議会等の会議の公開の方法については、当該会議の議題ごとに公開又は非公開を決定することとなるが、当該議題の中に氏名、住所等の個人情報がある一事をもって、一律非公開とすることは、当該会議公開制度の基本である「原則公開とする」旨の考え方に反するものであり、情報公開制度と同様に「部分公開」、たとえば、氏名等を「A」「B」とすることで審議が可能な場合は、公開することとなる。

こうしたことから、ここでは参考として、大分市情報公開条例第8条の部分公開の考え方を説明する。

### 大分市情報公開条例第8条第1項関係

実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

これは、非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分を除き、当該非公開情報に係る部分以外の部分について、公開することを定めたものである。

#### (1) 公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合

1件の公文書に複数の情報が記録されている場合において、各情報ごとに、非公開情報に該当するかを審査した結果、一部に非公開情報がある場合を意味する。

実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合は、部分的に公開できるか否かの判断を行わなければならないこととされている。

#### (2) 非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき

当該公文書のどの部分に非公開情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるが、その部分の分離が技術的に困難な場合も部分公開の義務はないことを明らかにしたものである。

なお、「除く」とは、非公開情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り等を行い、公文書から除去することをいう。

#### (3) 当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき

非公開情報に係る部分を区分して除くと、公開される部分に記録されている情報を公開しても意味がないと認められる場合をいい、たとえば、無意味な文字、数字の羅列となる場合などをいう。

有意性の判断は、公開請求者が知りたいと考える事柄によって判断すべきではなく、客観的に決めるべきである。

## 大分市情報公開条例第8条第2項関係

公開請求に係る公文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、特定の個人を識別することができる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

氏名等の部分だけを削除して残りの部分を公開しても個人の権利利益保護の観点から支障を生じないときには、部分公開とするよう、個人識別情報についての特例規定を定めたものである。

- (1) 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない

氏名、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

個人を識別させる要素を除去することにより、誰の情報であるかが分からなければ、残りの部分について、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなり、公開可能である。

しかしながら、たとえば、カルテ、作文など個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文などを公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあるものも存在することに留意する必要がある。

- (2) 特定の個人を識別することができる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する

公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、「個人情報」には含まれないものとみなして公開しなければならないとする旨の規定である。